

日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技部門 競技者数及びその配分に関する規則

第1条 目的

1. この規則は、日本学生オリエンテーリング選手権(以下、インカレと略す)実施規則第4条第3項に基づき、個人スプリント競技(以下、スプリントと略す)の競技者数及びその配分の方法を定めるものである。

第2条 競技者数と配分の対象

1. 競技者数は、原則男子 60 名、女子 30 名とし、そのうち男子8名、女子4名は次項に定める方法で個人に競技者数を分配する(ランキング内定者枠)。残りの男子52名、女子26名は第3条及び第4条の方法により、各地区学連に配分する(地区学連枠)。
2. インカレスプリント開催年度のインカレスプリント選手権クラス枠配分用ランキング(以下通称 RoadToICS20XX)において男子は上位8名の選手、女子は上位4名以内の者でインカレ実施規則第4条第1項の参加規定を満たす者は、出場資格を得る。RoadToICS20XXは別途インカレランキング規則に基づき定める。
3. 前年度スプリント6位までの者で、インカレ実施規則第4条第1項の参加規定を満たす者は、第1項の競技者数とは別に出場資格を得る(前年度個人実績枠)。
4. 2項、3項に基づき同じ競技者が重複して選出された場合でも、2項における内定者の繰上げは行わない。

第3条 競技者数配分方法(男子)

1. まず、12 名を各地区学連に2名ずつ配分する。
2. 残る40名について、当該年度のRoadToICS20XXにおいて9位から48位までの選手の所属地区学連に選手1人につき1枠を配分する。

第4条 競技者数配分方法(女子)

1. まず、6名を各地区学連に1名ずつ配分する。
2. 残る20名について、当該年度のRoadToICS20XXにおいて5位から24位の選手の所属地区学連に選手1人につき1枠を配分する。

第5条 地区学連内での選出方法

1. 各地区学連内での競技者の選出方法は、各地区学連の任意とする。
2. 第2条2項、第2条3項による競技者は、前項による選出方法によらず出場資格を得る。

第6条 欠員

1. 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する
2. 第2条2項、第2条3項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

第7条 発表

1. 技術委員会は、RoadToICS20XXの算出期間終了後に速やかに今年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果をすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。

第8条 改正

1. 本規則の改正は総会の議決による。

第9条 施行

1. 本規則は、2005年4月1日より施行する。
2. 本規則は、2023年5月2日より改正施行する。
3. 本規則は、2024年12月1日に改正施行し、2025年度大会より適用する。また、2024年度大会は改正前の規則を使用する。

2003年11月15日 制定

2011年 6月05日 改正

2016年 3月14日 改正

2021年 9月19日 改正

2023年 5月 2日 改正

2024年 12月1日 改正